

大学生は年収150万円未満まで 健康保険の扶養に入れるようになりました ✨

令和7年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19歳以上23歳未満の親族等を扶養する場合における特定扶養控除の要件の見直し等が行われたところです。
これを踏まえ、扶養認定を受ける方(被保険者の配偶者を除く。)が19歳以上23歳未満である場合の年間収入要件の取り扱いが変わります。

扶養認定日が令和7年10月1日以降で、扶養認定を受ける方が19歳以上23歳未満の場合(被保険者の配偶者を除く。)は、現行の「年間収入130万円未満」が「**年間収入150万円未満**」に変わります。なお、この「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

健康保険(被扶養者)判定

一般(学生以外) | → 年収130万円未満

↓ 学生は特例適用(19歳以上23歳未満)

特定被扶養者(学生) | → 年収150万円未満

<年齢要件(19歳以上23歳未満)の判定>

年齢要件(19歳以上23歳未満)は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。
例えば、扶養認定を受ける方が令和7年11月に19歳の誕生日を迎える場合には、令和7年(暦年)における年間収入要件は150万円未満となります。

<年間収入が150万円未満かどうかの判定>

年間収入が150万円未満かどうかの判定は、従来と同様の年間収入の考え方により判定します。具体的には、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むこととなります。

従来型の健康保険証は 2025年12月1日で完全に使用できなくなります

- 2024年12月に新規発行は終了、その後は“経過措置”として使用可能でした
- この“経過措置”も 2025年12月で終了
厚生労働省の方針により、2025年12月2日以降は、従来の健康保険証(すでに発行済のもの)も使用できなくなります。
- 2025年12月以降に必要となるもの
- 【1】マイナ保険証(マイナンバーカード)
→ 医療機関の受診は原則こちらに一本化。
- 【2】資格確認書(マイナンバーカードを持たない人向け)
→ 健康保険組合・協会けんぽから発行
従来の健康保険証の“代替”として利用可能
- 従業員への周知ポイント
- ・ 今年の12月で従来の健康保険証が 完全に使用不可 になること
- ・ 入退社時の案内文も更新が必要
- 企業の実務で想定される質問
- Q: うちの会社はまだ健康保険証を持っている従業員がいます。
A: 2025年12月までなので、全員に周知が必要です。マイナ保険証が無い場合は資格確認書の発行を依頼してください。
- Q: 扶養家族の健康保険証も同じですか?
A: はい、同様に2025年12月で使用不可となります。

編集後記

秋が深まり、街中でも大学生のアルバイト募集をよく見かける時期になりました。
年末に向けて収入が増え、扶養の心配をされるご家庭も多いようです。
今回のテーマが、従業員のご家族への説明や企業側の判断の参考になれば幸いです。
季節の変わり目、皆さまどうぞご自愛ください。